

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

沖縄県住宅供給公社理事長 田端 一雄 殿

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

今般、連帯責任により請負工事の共同施行を行うため、 を代表者とする  
特定建設工事共同企業体を結成したので、当共同企業体を沖縄県  
住宅供給公社発注に係る「公社赤道都市再生住宅整備工事（ ）」の入札に参加させて  
いただきたく、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1 沖縄県住宅供給公社発注に係る「公社赤道都市再生住宅整備工事( )」  
〔当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。〕の請負

2 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に関わらず当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を冠し  
た代表者名義の別口貯金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を遂行する。
- 3 第1項の規定より構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担をすべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり  
特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、  
各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称 印  
代 表 者

住 所  
商号又は名称 印  
代 表 者

# 入札注意事項

入札にあたっては、下記事項熟読のうえ行って下さい。

## ( 入札等 )

- (1) 入札書・委任状は、公社において定められたものを使用すること。
- (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (3) 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札（再度入札を含む。）は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りではない。
- (4) 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができない。

## ( 無効の入札 )

次の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者のした入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## ( 再度入札 )

次の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 無効入札をしたもの [ 前記「無効の入札」の(3)又は(4)に該当する場合を除く。 ]
- (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

## ( 再度入札回数 )

- (1) 入札回数は原則として**3回**までとする。（4回目以降の対応については協議のうえ決定する。）

※入札書は記入ミスなども考え余分に準備して下さい。

※入札書は各自コピー又は、打ち直しでも可能です。ただし、同じA4サイズ、書式、様式でお願いします。

# 入札書

(第 回)

入札金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
工事名	公社赤道都市再生住宅整備工事（ ）										
工事場所	うるま市										
履行期間	公告記載のとおり										
入札保証金	免除										

上記金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負したいのでご呈示の設計書、仕様書、会計規程（平成14年規程第3号）及びご指示の事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体

住所  
代表者 商号  
氏名

印

住所  
構成員 商号  
氏名

印

沖縄県住宅供給公社

理事長 田端 一雄 殿

# 入札書

(第 回)

入札金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
工事名	公社赤道都市再生住宅整備工事（ ）										
工事場所	うるま市										
履行期間	公告記載のとおり										
入札保証金	免除										

上記金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負したいのでご呈示の設計書、仕様書、会計規程（平成14年規程第3号）及びご指示の事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体

住所  
代表者 商号  
氏名

住所  
構成員 商号  
氏名

代理人氏名

印

沖縄県住宅供給公社

理事長 田端 一雄 殿

# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記業務の入札  
に関する一切の権限を委任いたします。

## 記

- 1 工 事 名 公社赤道都市再生住宅整備工事 ( )
- 2 工 事 場 所 うるま市
- 3 代理人使用印鑑

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体

住 所  
代表者 商 号  
氏 名 印

住 所  
構成員 商 号  
氏 名 印

沖縄県住宅供給公社  
理事長 田端 一雄 殿